

宇治市告示第117号

特定生産緑地（宇治市）の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項において準用する第10条の2第4項の規定により告示します。

なお、区域の解除図はホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和4年11月25日

宇治市長 松村 淳子

番 号	位 置	特定生産緑地の面積	告示日	備 考
神-1	神明石塚地内	約0.06ha	令和4年11月25日	